

多古町 男女共同参画 推進プラン

—男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町—



平成 29 年 3 月
多 古 町



はじめに

近年、わが国では少子高齢化と人口減少が急速に進展し、労働力不足や核家族化などが社会に大きな影響を与えています。

多古町でも、人口減少と少子高齢化がさらに進行することが推測され、若者や子育て世代の都市部への流出、労働力人口の減少、高齢者のみの世帯の増加、地域コミュニティの弱体化などへの対策が求められています。

また、社会の成熟化に伴い人々の価値観は多様化しており、趣味嗜好、結婚観、就労形態などのライフスタイル全般において、一人ひとりの個性が尊重される傾向が強まっています。

多古町がこのような社会情勢に適応し、一人ひとりがいきいきと活動できる町となるためには、皆が支え合いながら個性や能力を伸ばし、発揮できる場の確保が重要です。これはまさに、男女共同参画基本法の前文で示された「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の理念そのものであります。この法律のなかでは、国や地方公共団体は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定及び実施する責務を有し、国民は、職域、学校、地域、家族その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならないと定められています。

このような背景から、多古町は男女共同参画社会の実現のため「男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町」という基本理念を掲げた「多古町男女共同参画推進プラン」を策定しました。プランには、男女共同参画意識の普及をはじめ、男女のワーク・ライフ・バランスの推進につながる子育て支援や福祉サービスの充実、女性の政策・方針決定への参画の促進、誰もが安心して暮らせるまちづくりへの取り組みを盛り込みました。町は、町民や事業者の方々とともに、プランの推進に努めてまいります。

おわりに、多古町男女共同参画推進会議委員の皆様をはじめ、この計画を策定するにあたりご協力いただきました方々に心より感謝を申し上げます。

平成 29 年 3 月

多古町長 菅澤英毅

目 次

計画策定にあたって

計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 国の動き	3
5 県の動き	3

施策の展開

第1章 計画の概要	6
1 目指すまちの姿(基本理念)	6
2 課題	6
3 基本目標	7
4 施策の体系	8
第2章 施策の展開	10
基本目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革と慣行の見直し	10
基本目標2 男女共同参画の視点に立った教育の充実	13
基本目標3 あらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり	15
基本目標4 男女のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の支援	17
基本目標5 あらゆる人が地域で自立して生活できるための環境整備	21
基本目標6 政策・方針決定の場への女性の参画促進	23
基本目標7 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	25
基本目標8 男女共同参画の視点に立った安心・安全の環境づくり	27
第3章 計画の推進	29
1 推進体制	29
2 国・県との連携強化	29
3 点検・評価	30

資料編

1	男女共同参画 用語集	32
2	多古町男女共同参画推進プラン策定経過	37
3	多古町男女共同参画推進会議委員名簿	38
4	関係法令	39
5	多古町男女共同参画推進会議設置要綱	46
6	多古町男女共同参画推進プラン策定委員会設置要綱	47
7	多古町男女共同参画推進プラン指標一覧	48

計画策定にあたって

計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

平成11年6月に、「男女共同参画社会基本法」(⇒用語集P33)が制定され、その前文に示された「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指し、国・都道府県・市町村において男女共同参画の取り組みがスタートしました。

人口の減少や少子高齢化の進行など社会状況が大きく変化する中、社会における男女共同参画の意識は少しずつ変化していますが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識(⇒用語集P32)は様々な場面に依然として残っています。特に、DV(ドメスティック・バイオレンス)(⇒用語集P34)やセクシュアルハラスメント(⇒用語集P33)、児童虐待、マタニティハラスメント(⇒用語集P35)など、人権侵害に関わる問題は報道等でも大きく取り上げられるようになってきました。

このような状況を踏まえ、人口減少社会においても活力ある地域社会を築くためには、すべての男女が互いを尊重し、社会のあらゆる活動とともに参画していくことが必要であり、町民一人ひとりの意識や行動が重要となります。

本計画は、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に積極的に取り組むための行動指針として定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、多古町における男女共同参画社会の形成を促進するための基本計画として位置づけています。また「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」(⇒用語集P33)第6条第2項に基づく推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」(⇒用語集P34)第2条の3第3項に基づくDV基本計画としても位置付けています。

また、本計画は、国・県の基本計画の動向を踏まえながら、「多古町総合計画」や他部門の計画と整合を図り、町民アンケート調査の分析結果や多古町男女共同参画推進会議における検討結果をはじめ、町民の意見を尊重して策定しました。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とします。なお、年度ごとに進捗状況を確認し、適宜見直しを加えながら進めます。

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
策定				

4 国の動き

国は、少子高齢化が進み人口減少時代を迎えた日本の社会において男女共同参画社会の実現は極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題であるとし、平成11年の男女共同参画基本法の制定に始まり、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション(積極的改善措置)(⇒用語集P34)など、様々な取組を進めてきました。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、日本の社会は大きく変わり始めています。平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が成立し、男女共同参画の取組は新たな段階に入ったといえます。一方で、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻く状況など、様々な側面からの課題が存在していることを踏まえ、平成27年12月に策定された第4次男女共同参画基本計画では、あらゆる分野における女性の活躍、安全・安心な暮らしの実現などが改めて強調されています。

5 県の動き

千葉県では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成13年3月に「千葉県男女共同参画計画」を策定し、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)(⇒用語集P35)の普及促進や子育て・介護への支援等の様々な施策を展開してきました。平成28年3月には、少子高齢化の急速な進展や労働人口の減少、マタニティハラスメントの社会問題化、DV相談件数の増加など、社会環境の変化や課題を踏まえ、「第4次千葉県男女共同参画計画」が策定されました。第4次計画では、男女がともに活躍できる環境づくりやDV等の暴力の根絶と被害者への支援になどに重点が置かれています。

施策の展開

第1章 計画の概要

1 目指すまちの姿(基本理念)

多古町では、町・町民・事業者が協力して男女共同参画を進めることにより、男女の人権が十分尊重され、自らの意思に基づきあらゆる分野に参画することができ、生涯豊かで活力に満ちた生活を送ることができる社会の実現を目指します。



2 課題

日常生活の様々な場面においては、依然として男女共同参画社会の実現に向けた多くの課題があり、私たち一人ひとりがその課題を認識することが重要です。多古町では、課題の整理および男女共同参画に対する町民の意識を調査するため、平成27年度に男女共同参画に関する町民アンケートを行い、結果について分析を行いました。その結果を踏まえ、町は、町民・事業者と協力して男女共同参画社会の実現に向けて次のような課題を解決していかなければなりません。

男女共同参画社会の実現に向けた課題

男女共同参画社会への意識づくり	男女共同参画の視点に立った教育の推進
人権尊重と暴力の根絶に向けた体制づくり	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進
地域における支え合いの充実	女性の活躍機会の増加
健康づくりの推進	安全な生活環境の整備

3 基本目標

本計画では、男女共同参画社会の実現に向けた課題を踏まえて、8つの基本目標を設定し、その達成に向けた施策を展開していきます。また、基本目標のうち多古町における男女共同参画社会づくりの基盤となる目標を「重点目標」とし、町は、町民・事業者と協力して目標の達成を目指します。

1. 男女共同参画の視点に立った意識改革と慣行の見直し 【重点目標】
2. 男女共同参画の視点に立った教育の充実
3. あらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり
4. 男女のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の支援
5. あらゆる人が地域で自立して生活できるための環境整備
6. 政策・方針決定の場への女性の参画促進 【重点目標】
7. 生涯を通じた男女の健康づくりの推進
8. 男女共同参画の視点に立った安心・安全の環境づくり 【重点目標】

基本目標

男女が互いの人権を尊重し
男女共同参画意識を高めるまち

1. 男女共同参画の視点に立った
意識改革と慣行の見直し

重点目標

2. 男女共同参画の視点に立った教育の充実

3. あらゆる暴力や差別の根絶に向けた
環境づくり

男女が共同してあらゆる分野に
参画できるまち

4. 男女のワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)の支援

5. あらゆる人が地域で自立して
生活できるための環境整備

6. 政策・方針決定の場への
女性の参画促進

重点目標

男女が生涯を通じて健やかに
安心して暮らせるまち

7. 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

8. 男女共同参画の視点に立った
安心・安全の環境づくり

重点目標

【推進体制】

- 庁内関係課との連携
- 多古町男女共同参画推進会議の開催・充実
- 町職員の男女共同参画意識の醸成
- 国・県との連携強化

施策の方向性

男女があらゆる分野へ参画し、いきいきと活動できる社会の実現のため、男女共同参画の考え方を普及していきます。

学校や家庭、地域において男女共同参画について学習する機会を充実し、町全体の男女共同参画意識を高めていきます。

人権侵害や暴力に対する問題意識を喚起し、全ての町民の人権が尊重され、暴力や人権侵害のない環境づくりに取り組みます。

仕事と家庭の両立支援策を充実し、男女がともにパートナーとして支え合う環境づくりに取り組み、職場と家庭の両方において男女がいきいきと活躍できるように支援します。

あらゆる人が自立し、安心して暮らすことができるよう、適切な支援の充実と支え合い活動の促進に取り組みます。

固定的な性別役割分担意識を解消し、政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、女性の活躍機会の増加に努めます。

あらゆる人が生涯を通じて健康な生活を送れるよう、身体的性差やライフステージに応じた健康づくりを推進するとともに、男女の身体的性差の理解促進に努めます。

防災・防犯などの分野において男女共同参画の視点を活かした施策の立案に努めます。

具体的な施策名

- 講演会等の実施
- 町民アンケートの実施
- 広報たご等の活用
- 関連図書の周知

- 男女平等・人権教育の充実
- 多様な選択を可能にする進路指導
- 家庭教育学級の促進
- キャリア教育の推進
- 教職員研修の充実

- DVの防止・啓発
- 高齢者・障がい者虐待の防止・啓発
- 子どもを守る地域ネットワークの強化
- 民生・児童委員等との連携強化
- 人権に関する相談事業の周知・充実

- ワーク・ライフ・バランスの周知
- 育児・介護休業等の制度周知
- 保育サービスの充実
- こどもルームの充実
- 学童保育所の充実
- 介護サービス情報の提供
- 家族経営協定の普及・促進
- 関係法令の普及・促進
- 商工会等への男女共同参画の周知・啓発

- 介護予防の推進
- 生きがいづくりの推進
- 障がい者の社会参加の促進
- ひとり親家庭等への支援
- 生涯学習活動の支援
- NPO・ボランティア活動への支援

- 審議会等への公募促進
- 女性委員登用の促進

- 健康相談の充実
- 妊娠・出産への支援
- 乳幼児家庭等への支援
- 思春期教育の充実
- 身体的性差に配慮した健康づくりの支援

- 防災会議委員における女性登用の促進
- 消防団における男女共同参画の推進
- 防災備蓄の充実
- 交通安全対策の充実
- 地域防犯活動の推進
- 子ども・高齢者見守り活動の推進

第2章 施策の展開

男女が互いの人権を尊重し男女共同参画意識を高めるまち

基本目標 1 男女共同参画の視点に立った意識改革と慣行の見直し

◆現状と課題◆

本町の男女共同参画に関する意識を、平成27年度に実施した町民アンケート調査*からみると、社会における男女の平等性では、「社会全体として」は74.2%が“男性が優遇されている”と回答しています。その他の項目においても、「学校教育の中で」と「法律や制度の上で」を除くすべての項目において、“男性が優遇されている”の割合が高く、“平等になっている”は「学校教育のなかで」で7割に達しているのみであり、“女性が優遇されている”が1割を超える項目はありませんでした。

*町民アンケート調査…16歳以上の町民2,000人に対して実施。(有効回答775通、有効回答率38.7%)。本計画では、関連する調査結果について抜粋して掲載

*図表中のnはサンプル数、SAは選択肢の中から1つを選択する回答方法、MAは選択肢の中から複数を選択する回答方法を表す

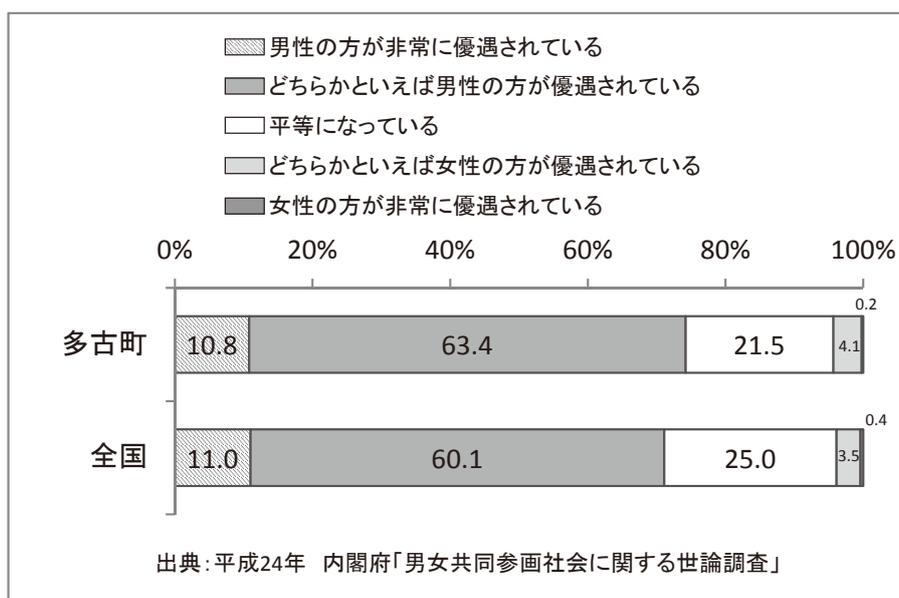
図表 1 社会における男女の平等性

(単位: %)

	回答数	男性が優遇されている			平等になっている	女性が優遇されている		
		優遇されている	男性の方が非常に優遇されている	どちらの方が優遇されている		優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらの方が優遇されている
家庭生活のなかで	624	54.6	9.5	45.2	37.7	7.7	0.6	7.1
職場のなかで	533	61.7	12.4	49.3	31.3	6.9	0.4	6.6
地域活動のなかで	529	59.5	10.4	49.1	33.5	7.0	0.4	6.6
学校教育のなかで	479	18.8	1.9	16.9	76.4	4.8	0.2	4.6
法律や制度のうえで	541	40.7	5.4	35.3	54.0	5.4	1.3	4.1
政治や政策決定の場で	532	69.5	14.3	55.3	28.6	1.9	0.4	1.5
社会一般の常識・慣習のなかで	585	72.5	11.1	61.4	23.8	3.8	0.9	2.9
社会全体として	582	74.2	10.8	63.4	21.5	4.3	0.2	4.1

※ 「無回答」、「わからない」を除いた件数を母数として表を作成

図表 2 社会における男女の平等性（全国との比較）



また、職場や学校での男女に関するイメージでは、「女性は理数系の仕事には向いていない」について“そう思わない”と回答した人が82.3%である一方、「職場・学校の管理職や団体の長は男性が向いている」や「女性が男性を立てると物事がうまく進む」について“そう思う”と回答した人が半数以上を占めています。「女性(男性)同士でないとわからない世界がある」については“そう思う”と回答した人は7割以上となっています。

日常生活において、固定的な性別役割分担意識が根強くあると推測されることから、そのような慣習を改めるために、男女共同参画の考え方を普及していくことが必要です。

図表 3 職場や学校での男女に関するイメージ

(単位：%)

	回答数	思う		思わない			
		そう思う	ややそう思う	そう思わない	あまり思わない		
職場・学校の管理職や団体の長は男性が向いている	661	55.9	19.7	36.2	44.2	13.6	30.6
女性が男性を立てると物事がうまく進む	663	62.4	16.4	46.0	37.6	10.6	27.0
女性は理数系の仕事には向いていない	654	17.8	3.4	14.4	82.3	34.7	47.6
男性は結婚してこそ一人前だ	659	39.9	15.3	24.6	60.0	25.6	34.4
女性(男性)同士でないとわからない世界がある	652	76.5	31.3	45.2	23.5	6.9	16.6

※ 「無回答」を除いた件数を母数としてグラフを作成

◆施策の方向性◆

男女があらゆる分野へ参画し、いきいきと活動できる社会の実現のため、男女共同参画の考え方を普及していきます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
講演会等の実施	男女共同参画地域推進員等と連携しながら、男女共同参画に関する講演会や啓発イベントを定期的を実施することで町民の関心を高め、正しい理解を促進します。	企画空港政策課
町民アンケートの実施	男女共同参画に関する意識を把握するため、計画見直しの際に町民意識調査を実施し、その推移に応じた施策展開に結び付けます。	企画空港政策課
広報たこ等の活用	広報たこや町ホームページで男女共同参画に関する情報提供を定期的に行います。	企画空港政策課
関連図書の周知	多古町立図書館において、特集コーナーでの関連書籍の紹介及び資料等の展示を行い、男女共同参画について周知します。	生涯学習課

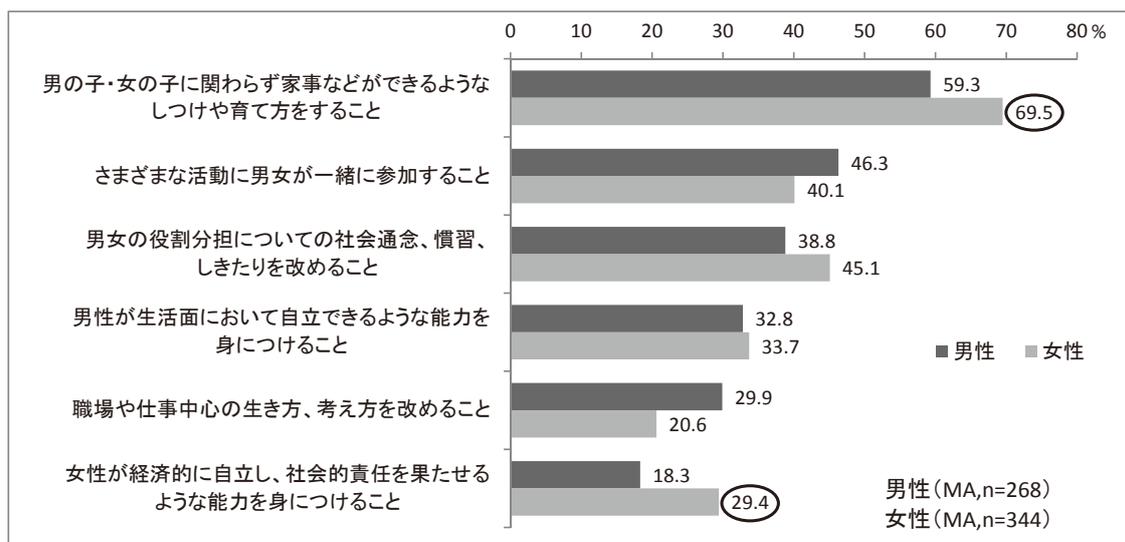
基本目標 2 男女共同参画の視点に立った教育の充実

◆現状と課題◆

町民アンケート調査では、学校生活において“平等になっている”が最も割合が高くなっており、学校は男女平等が進んだ環境となっていますが、その他の環境においては“男性が優遇されている”状況にあります。

同調査の「男女共同参画の実現に必要なこと」では、“男の子・女の子に関わらず家事などができるようなしつけや育て方をすること”が最も高くなっています。また、これを男女別にみると、“女性が経済的に自立し、社会的責任を果たせるような能力を身につけること”でも、男性より女性の割合が高く、男女の意識の差が大きくなっています。男女平等が進んでいる学校教育だけでなく、家庭や地域などあらゆる場面において、男女共同参画の視点に立った教育や学習機会の提供により、男女共同参画意識を高める必要があります。

図表 4 男女共同参画社会の実現に必要なこと (男女別)



◆施策の方向性◆

学校や家庭、地域において男女共同参画について学習する機会を充実し、町全体の男女共同参画意識を高めていきます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
男女平等・ 人権教育の充実	学校教育全体を通して、男女平等教育・人権教育(いじめの防止)に取り組みます。いじめや差別・偏見を「しない、させない、ゆるさない」という基本的人権尊重の精神を各学校で徹底します。	学校教育課
多様な選択を可能にする進路指導	固定的な男女別の職業観にとらわれない、主体的な進路選択ができるよう、理想的な職業観や勤労観を身に付け、将来、性別にとらわれず自己の個性に合った進路を選択できる力を育みます。	学校教育課
家庭教育学級の促進	子どもの健やかな成長と豊かな人格形成のため、家庭教育学級の充実を図るとともに保護者が参加しやすい環境づくりに努めます。	学校教育課
キャリア教育の推進	男女がともに個性と能力を伸ばせる学習機会を充実し、主体的に進路の選択ができるよう指導します。	学校教育課
教職員研修の充実	性別にとらわれず児童・生徒一人ひとりの個性を伸ばす指導ができるよう、教職員の男女共同参画意識の啓発を図ります。	学校教育課

基本目標3 あらゆる暴力や差別の根絶に向けた環境づくり

◆現状と課題◆

男女共同参画社会基本法が平成11年に制定されてから15年以上が経過し、その間、「児童虐待防止法」(平成12年施行)、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」(平成13年施行)など男女共同参画に関連した法律が制定・改定され、男女の人権を尊重し、女性や子ども、性的少数者などの弱者を暴力や差別から守る体制が整えられてきました。男女共同参画に関連した新たな言葉も使われるようになり、さまざまな場面において人権尊重がうたわれるようになりました。町民アンケートでは、「セクハラ(セクシュアルハラスメント)」や「DV(ドメスティック・バイオレンス)」は9割以上が認知しているものの、「ジェンダー」(⇒用語集P32)や「ポジティブ・アクション」などは認知度が低くなっています。

配偶者等による暴力やLGBT(⇒用語集P32)に対する差別など潜在化しやすい人権侵害については、社会的問題であることを広く浸透させるとともに相談対応や保護など虐待の早期発見や暴力の根絶につなげていくことが必要です。

児童虐待の防止については、妊産婦訪問や乳幼児健診等を通して虐待の早期発見に努めるとともに多古町要保護児童対策地域連絡協議会を通じた情報の共有化により、児童虐待の未然防止や被害にあった子どものケア体制の整備を行っています。

児童虐待は未然防止、早期発見が重要であることから、町民への児童虐待に関する知識の普及と母子保健体制の充実、協議会等を通じた関係機関との連携強化を推進することが必要です。

図表5 言葉の認知度

(単位:%)

	回答数	認知あり	認知あり			知らない
			よく知っている	知っ多少はる	聞いたことがある	
男女雇用機会均等法	694	89.8	25.6	44.2	20.0	10.1
男女共同参画社会基本法	681	66.6	10.9	25.3	30.4	33.5
女性差別撤廃条約	670	69.3	11.0	23.7	34.6	30.6
ジェンダー(社会的・文化的につくられた性別)	667	45.3	6.4	17.5	21.4	54.6
セクハラ(セクシュアルハラスメント)	681	97.2	51.0	36.4	9.8	2.8
DV(ドメスティックバイオレンス)	684	90.7	46.9	32.5	11.3	9.4
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	673	49.5	9.4	15.0	25.1	50.5
デートDV(⇒用語集P34)	679	45.8	12.8	13.3	19.7	54.2

※ 「無回答」を除いた件数を母数として表を作成

◆施策の方向性◆

人権侵害や暴力に対する問題意識を喚起し、全ての町民の人権が尊重され、暴力や人権侵害のない環境づくりに取り組みます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
DVの防止・啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせて広報活動を強化し、DVは重大な人権侵害であることや、相談窓口について周知します。	保健福祉課
高齢者・障がい者虐待の防止・啓発	高齢者・障がい者の保護・支援などの適切な対応をとるとともに防止に向けての関係機関との連携強化や窓口等において虐待防止啓発を図ります。	保健福祉課
子どもを守る地域ネットワークの強化	新生児訪問等の家庭訪問指導や乳幼児健診未受診者等の把握を通して、児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。多古町要保護児童対策地域連絡協議会の機能強化を図るため、構成員の専門性を高め、関係機関との連携を強化します。	保健福祉課 子育て支援課
民生・児童委員等との連携強化	民生・児童委員、社会福祉協議会、各種ボランティア団体、地域住民等と連携を強化し、地域の見守り活動による要支援者の把握や地域福祉活動の基礎となるネットワークづくりを推進します。	保健福祉課
人権に関する相談事業の周知・充実	人権擁護委員と行政相談委員が合同で開催する住民相談について、相談会場を提供するとともに住民への周知を図ります。住民相談には、定期的に町が弁護士を招いて無料相談を実施します。	住民課

男女が共同してあらゆる分野に参画できるまち

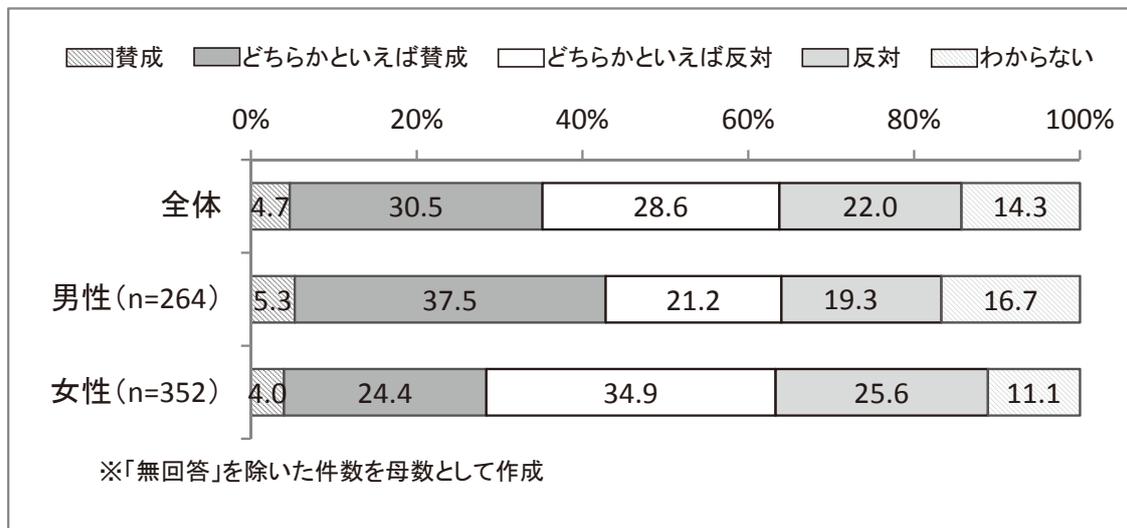
基本目標 4 男女のワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の支援

◆現状と課題◆

町民アンケート結果によると、「男は仕事、女は家庭」の考え方については、町民全体では“賛成”より“反対”のほうが高い割合となっていますが、男女別にみると、男性は“賛成”と“反対”が約4割と拮抗しているのに対して、女性は“反対”が6割と多数を占めています。

性別役割分担意識は男女間で異なっており、男性においては依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っています。この影響から、仕事と家庭生活の両立の実現には、さまざまな困難が発生しており、特に仕事を持つ女性において、家事や育児の家庭内での分担が大きな課題となっているケースが少なくないと考えられます。

図表 6 「男は仕事、女は家庭」への賛否（男女別）



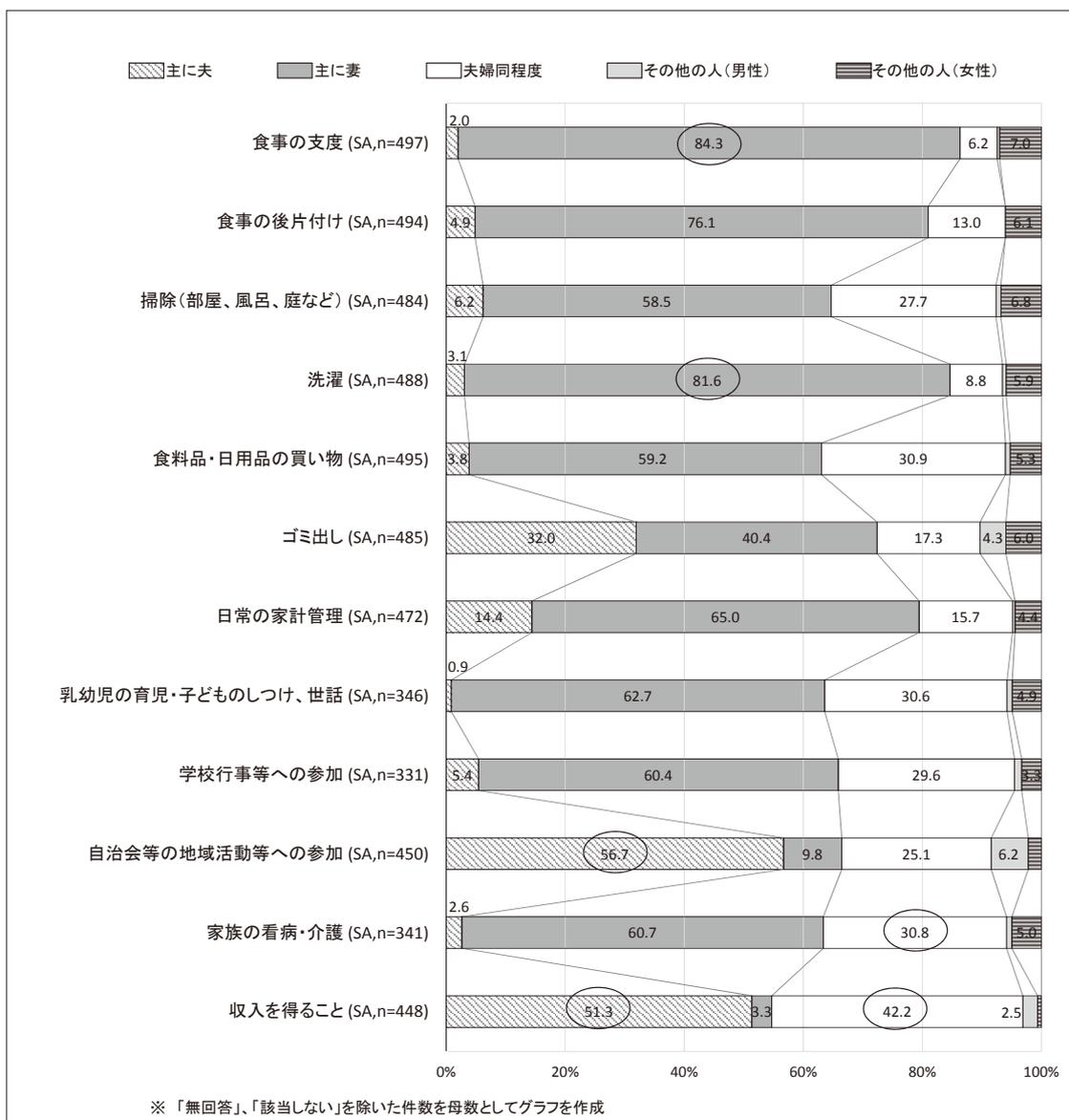
「夫婦の役割分担」においては、「収入を得ること」では「夫婦同程度」が4割に達する一方、「食事の支度」や「洗濯」は8割以上が「主に妻」となっているなど家庭生活においては、女性の家事負担が大きくなっていることがわかります。

家事・育児・介護は家族全員の協力により担うべきものですが、現実には女性の負担が大きく、就業の継続や社会参画を困難にしています。

国では、女性の活躍推進とともに、男性の育児休業取得率に目標を掲げるなど男

性の家事育児への参加も推進しています。本町においても、ワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に関連する情報提供を積極的に行い、男女とも仕事と家庭が両立しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

図表 7 夫婦の役割分担



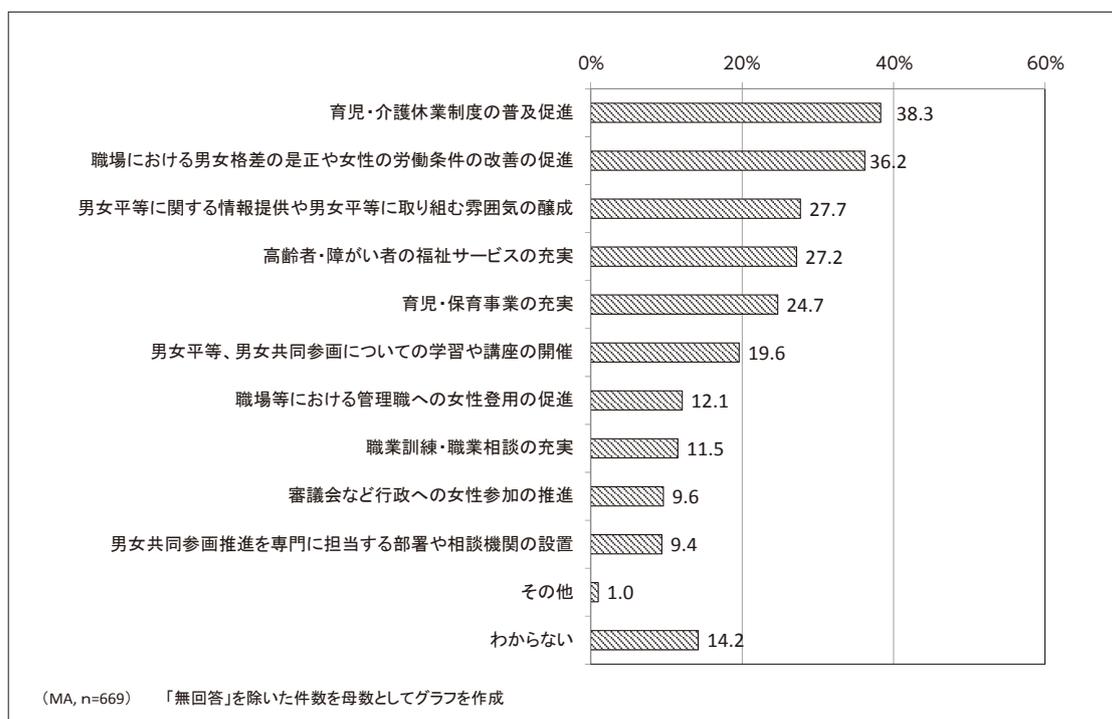
また、本町は、県内でも女性の就労率が上位に位置している、働く女性の多い地域です。これは、農業が基幹産業であることに起因していますが、女性が重要な役割を担っている農業においても、経営への女性の参画は進んでいない状況です。

町民アンケートでも男女共同参画を推進するために町に期待することとして「育児休業・介護休業制度の普及促進」や「職場における男女格差の是正や女性の労働条件の改善の促進」など就労に関する項目が上位となっています。

町は、子育て支援や高齢者・障がい者福祉サービスなど具体的な事業を推進する

とともに事業所や経営者に対して、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」(⇒用語集P32)や「男女雇用機会均等法」(⇒用語集P33)等に基づく各種休業制度の周知にも力を入れ、就労環境の向上に取り組むことが期待されています。

図表 8 男女共同参画推進のため町に期待すること



◆施策の方向性◆

仕事と家庭の両立支援策を充実し、男女がともにパートナーとして支え合う環境づくりに取り組み、職場と家庭の両方において男女がいきいきと活躍できるように支援します。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
ワーク・ライフ・バランスの周知	男性の家事・育児・介護参加の促進やワーク・ライフ・バランスの考え方や意義について周知する機会を増やし、町民に浸透させていきます。	企画空港政策課
育児・介護休業等の制度周知	広報たこ等を活用し、育児休業、介護休業など各種休業制度の周知に努めます。	企画空港政策課
保育サービスの充実	児童の保護者が安心して働くことができるよう、一時預かり、延長保育、病児保育など多様な保育サービスを充実するとともに、保育士人材の確保や資質向上を図り、仕事と子育ての両立を支援します。	こども園
こどもルームの充実	こどもルームを気軽に利用できるよう、雰囲気づくりに努めます。また、子育てに関する相談や情報交換、仲間づくりの場の充実など関係機関と連携して総合的に子育てを支援します。	こども園
学童保育所の充実	仕事と育児の両立に対して切れ目ない支援を行うため、小学生を対象に放課後や土曜日、長期休暇における安全な居場所を提供し、保護者や地域とともに育っていく学童保育所づくりを目指します。	子育て支援課
介護サービス情報の提供	高齢者の自立を支援するとともに在宅介護や仕事と介護の両立をする者の負担を軽減するため、介護サービスが円滑に利用できるよう、情報提供を行います。	保健福祉課
家族経営協定(⇒用語集P32)の普及・促進	農業従事者に対し、認定農業者への新規・更新・変更申請時に家族経営協定の締結を促進するとともに、女性の農業経営参画に関する情報の提供を行います。	産業経済課
関係法令の普及・促進	職場において男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、雇用分野の法律について周知を図ります。子育て家庭に対する理解促進や、パワハラ(⇒用語集P34)・セクハラ防止等職場環境の改善に向けた啓発活動を行います。	企画空港政策課
商工会等への男女共同参画の周知・啓発	男女共同参画に関する情報を多古町商工会や企業等へ提供します。	企画空港政策課

基本目標 5 あらゆる人が地域で自立して生活できるための環境整備

◆現状と課題◆

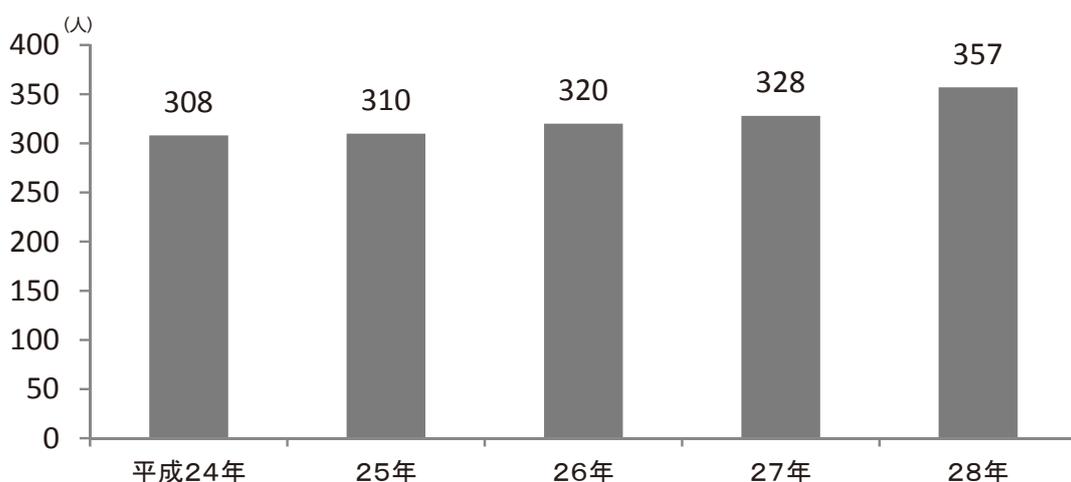
少子化や高齢化の進行、価値観の多様化により、ライフスタイルや家族形態が多様化しました。これにより、核家族やひとり親家庭、高齢者のみの世帯などが増加し、世帯人員の減少により家族内で支え合う力は弱体化しています。

特に支援を必要とする、ひとり親家庭や高齢者のみの世帯、障がい者、近年増加している外国人居住者等については、必要な支援を行うとともに、地域活動への参加促進や就労支援等による社会参加の促進により、あらゆる人が地域で自立し、いきいきと生活できる環境づくりが重要です。

本町で活発に活動しているシルバー人材センターは、高齢者の就労の機会を継続して提供しており、経済的な自立と生きがいづくりに貢献しています。さらに、多古町社会福祉協議会では、町民参加による地域ぐるみの福祉活動を町と協働で積極的に進め、地域の支え合い活動を推進しています。

また、本町では、地域活性化のためのNPOやボランティア、各種サークルなどの活動に参加し、地域でいきいきと活動している女性が多く見られます。近所づきあいや学校行事への参加、子どもや高齢者の見守りなど地域に密着した活動に男女がともに参画していく環境づくりが重要です。

図表 9 外国人数（各年 12 月末）



◆施策の方向性◆

あらゆる人が自立し、安心して暮らすことができるよう、適切な支援の充実と支え合い活動の促進に取り組みます。

<取組内容>

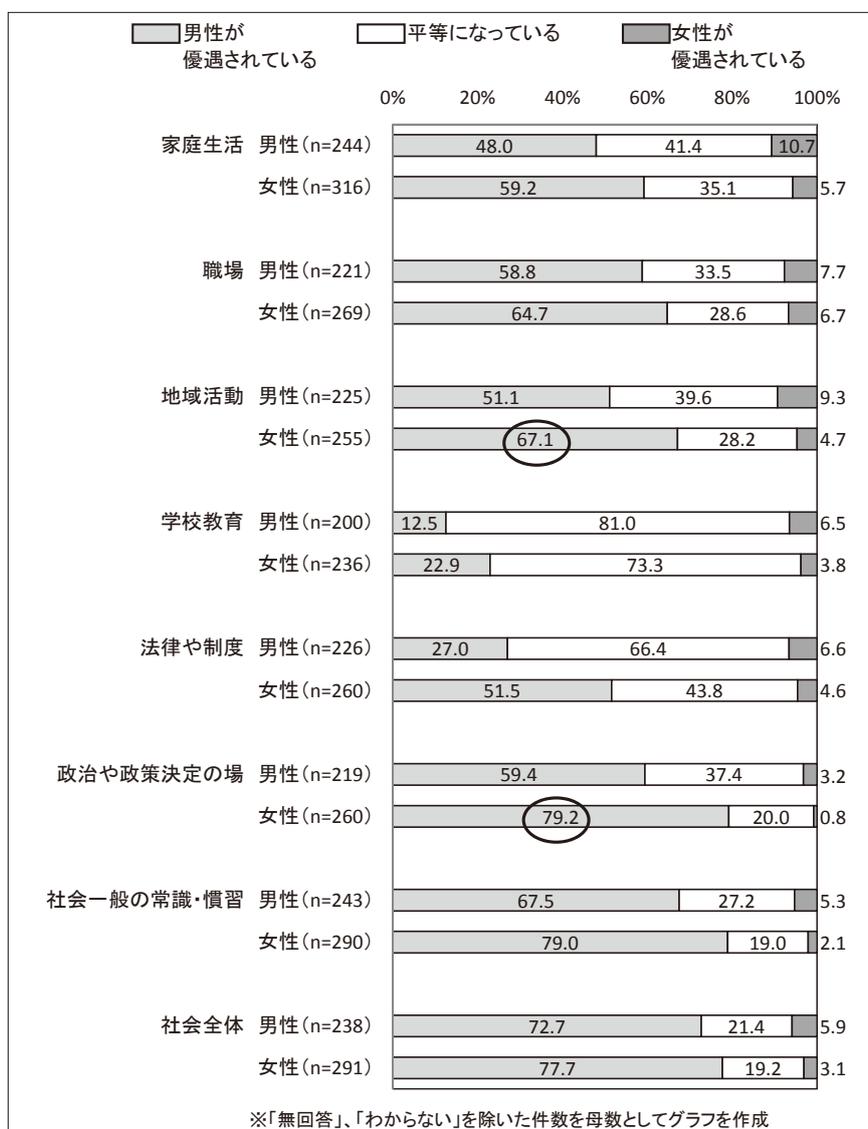
具体的な施策名	事業の概要	担当課
介護予防の推進	地域包括支援センターとともに、介護予防教室を開催し、元気な高齢者を増やすことで介護の負担軽減を目指します。	保健福祉課
生きがいづくりの推進	高齢者が自らの能力や経験を生かしながら多様な社会に参画できるよう、各種サークルや老人クラブ、シルバー人材センターの活動について周知や支援を行います。	各団体関係課
障がい者の社会参加の促進	障がいのある人も家庭や地域で、通常の生活ができる社会の実現に向けて障がい者の自立と社会参加を促進します。	保健福祉課
ひとり親家庭等への支援	自立に必要な情報を提供するとともに、各種手当の支給、医療費助成等を通じ生活の安定を図ります。 就労経験の少ないひとり親家庭の親や生活困窮者に対し、必要な情報を提供し就労を支援します。	子育て支援課
生涯学習活動の支援	生涯学習の場において男女とも参加しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、講座や行事の曜日や時間帯に配慮し、参加者の幅を拡大していきます。	生涯学習課
NPO・ボランティア活動への支援	町民の地域活動への参加を促進するため、各種団体の育成・連携・交流を図り、持続可能な活動を支援します。	各団体関係課

基本目標 6 政策・方針決定の場への女性の参画促進

◆現状と課題◆

地域の代表者や団体の長など、方針決定の場に参加するのは男性が中心です。町民アンケートでも、「地域活動」や「政治や政策決定の場」では、“男性が優遇されている”の割合が特に女性の回答で高くなっています。さらに、審議会委員など政策立案にかかわる場への女性の登用を進め、女性の活躍の場を意識的に増やしていくことが求められます。

図表 10 社会における男女の平等性 (男女別)



◆施策の方向性◆

固定的な性別役割分担意識を解消し、政策・方針決定過程への女性の参画を推進し、女性の活躍機会の増加に努めます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
審議会等への公募促進	男女が広く町政に参画できるよう、町民公募枠の設定について関係部署へ働きかけます。	審議会等関係課
女性委員登用の促進	各種会議・委員会の委員数における男女の割合に配慮し、女性委員の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図り積極的な女性の登用を促進します。	会議等関係課

コラム ～多古町役場での取り組み～

多古町役場では、「多古町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、職員に積極的に働きかけを行っていきます。

取り組み例	取り組みの概要
職員向けワーク・ライフ・バランスの啓発	地域社会における男性の育児参加を促進するため、町の男性職員が率先して育児に携わるよう働きかけます。町職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、働きかけや情報提供を行います。
女性管理職登用の推進	職員の意欲や能力等を十分考慮し、適材適所を基本に男女の区別なく職域拡大を図り、女性の登用を進めます。
男性職員の育児休業等の取得促進	職員に育児休業や育児の各種休暇の制度について、周知徹底を図り、配偶者が妊娠した旨の申し出があった男性職員に対して育児休業等の取得を推進します。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第17条に基づき、多古町における女性職員の活躍の推進に関する情報について、毎年ホームページで公表します。

男女が生涯を通じて健やかに安心して暮らせるまち

基本目標 7 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

◆現状と課題◆

男女がともに生涯を通じて健康で生活するためには、身体的性差に応じて適切に医療を受けられることが重要です。

本町では、妊娠から出産、子育て時期と一貫した健康診査や保健指導・相談などを実施しているほか、ライフステージに応じた検診や生活習慣病対策、健康保持・増進に係る働きかけを継続して実施しています。また、学校教育においては、健康教育や食育等を通して、生涯健康で充実した生活を送ることの重要性について指導しています。

特に、母子保健においては、乳児全戸訪問によりすべての妊産婦・乳児を把握し、妊娠・出産・子育てにおける不安の解消に取り組むなど妊娠時からのきめ細やかな対応に努めています。

健康づくりにおいては、正しい知識・情報を入手し、個人が主体的に取り組むとともに男女の身体的性差を互いに理解し、配慮することも求められています。

◆施策の方向性◆

あらゆる人が生涯を通じて健康な生活を送れるよう、身体的性差やライフステージに応じた健康づくりを推進するとともに、男女の身体的性差の理解促進に努めます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
健康相談の充実	各種がん検診や健康教室を実施し、健康づくりに対する意識啓発を図り、より良い生活習慣への改善や自らの健康管理に取り組めるよう支援します。また、保健福祉センター等において、健康教育・健康相談・栄養指導等を行い、疾病の重症化予防に努めます。	保健福祉課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
妊娠・出産への支援	妊娠・出産・育児に向けて切れ目のない相談・支援体制を充実していきます。安心して妊娠・出産できるよう正しい知識を普及し、ママパパ教室などを通して妊娠期から父親も出産・育児に協力できるよう支援します。	保健福祉課 子育て支援課
乳幼児家庭等への支援	乳幼児家庭への訪問指導や予防接種等の情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握に努め、子育てについての助言を行います。また、医療費助成や緊急時の小児医療体制の充実を図ります。	保健福祉課 子育て支援課
思春期教育の充実	保健福祉課等と連携し、小中学校において、発達段階に応じた異性に対する正しい理解の促進と尊重し合う心の育成に取り組みます。また、教育相談において、児童生徒の悩みに適切に対応します。	学校教育課
身体的性差に配慮した健康づくりの支援	男女の身体的性差を踏まえた健康支援を進めます。特に女性に特有の更年期疾患や妊娠・出産を踏まえ、女性特有のがん検診におけるクーポン券の発行や骨粗しょう症検診の推進を行います。	保健福祉課

基本目標 8 男女共同参画の視点に立った安心・安全の環境づくり

◆現状と課題◆

平成23年の東日本大震災をはじめ、近年多発する自然災害を教訓として災害時の避難所運営など災害対策における女性の視点の重要性が認識されるようになりました。本町でも女性消防組織の結成など防災分野での男女共同参画に着手しています。災害対策や防災対策の立案において、継続的に女性が参画できる仕組みづくりが必要です。

また、子どもや高齢者等を犯罪や交通事故から守るための施策立案においても、日常生活の中で感じることなど女性の視点が求められています。本町における公共交通網の状況を踏まえると、町民の主な移動手段は自動車であり、交通事故防止は大変重要なテーマです。特に高齢者の交通事故は全国的に増加しており、子どもや高齢者、ドライバーなど対象者に応じた交通安全教育が求められます。

◆施策の方向性◆

防災・防犯などの分野において男女共同参画の視点を活かした施策の立案に努めます。

<取組内容>

具体的な施策名	事業の概要	担当課
防災会議委員における女性登用の促進	防災会議委員の女性委員の登用数増加により、防災分野に女性意見を反映し、要支援者への十分な配慮を行った防災対策を行います。	総務課
消防団における男女共同参画の推進	女性消防組織と連携し、男女共同参画の視点を盛り込んだ消防防災の啓発活動を行うとともに災害下では避難所の運営や被災者に対するきめ細やかな対応を実施します。	総務課
防災備蓄の充実	災害に備えて、女性や子育て世代に配慮した生活用品や防災用品の備蓄を推進します。	総務課

具体的な施策名	事業の概要	担当課
交通安全対策の充実	子どもや高齢者など年齢に合わせた交通安全教室を実施し、交通安全の啓発に努めます。チャイルドシートの購入者に対して補助金を交付することにより購入着用を促進し、交通安全の面から子育て世代への支援を行います。	総務課
地域防犯活動の推進	LED防犯灯の新設更新による夜間の防犯強化や「子ども110番の家」の推進、児童・生徒への防犯ブザーの配布等により地域ぐるみで安全を守る体制づくりに取り組みます。	総務課
子ども・高齢者見守り活動の推進	安心安全なまちづくり実現のため、PTA等と協力し、児童・生徒への見守り、声掛け等の活動を促進します。民間事業者と見守り協定の締結を推進します。	総務課 学校教育課 保健福祉課

第3章 計画の推進

1 推進体制

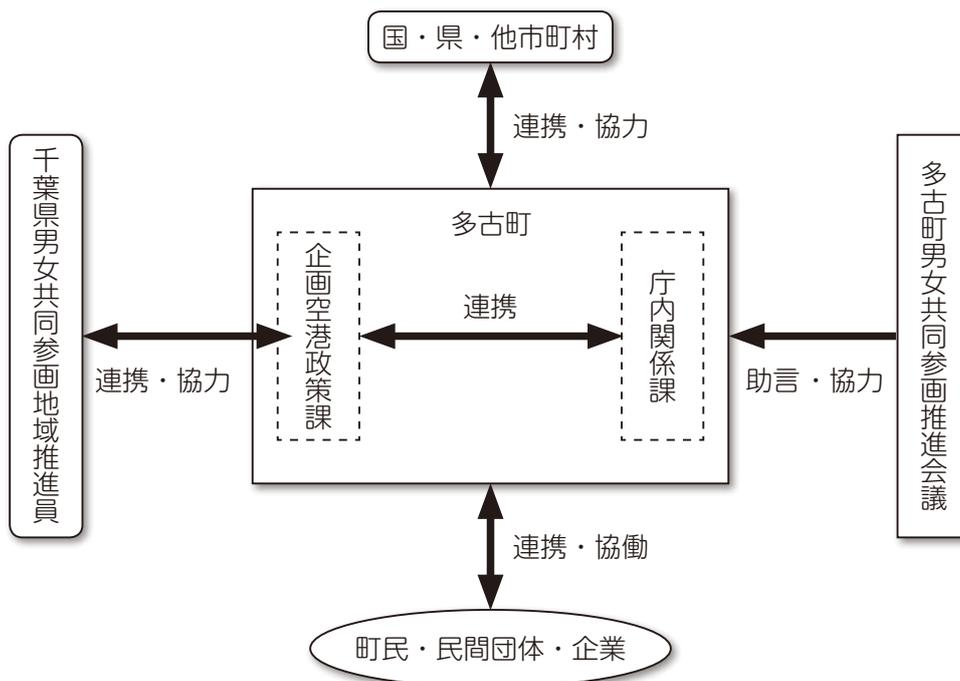
男女共同参画施策は、全ての分野にわたることから、全庁的な取り組みが必要です。また、有識者組織である「多古町男女共同参画推進会議」において、幅広く意見や助言・協力等を求め、男女共同参画社会の実現に向けた施策の企画・立案・実施へ反映させていきます。

- 庁内関係課と連携し、計画の進行管理の実施
- 多古町男女共同参画推進会議の開催・充実
- 町職員の男女共同参画意識の醸成

2 国・県との連携強化

国・県との連携を図り、相互協力して効果的な施策の展開を目指します。

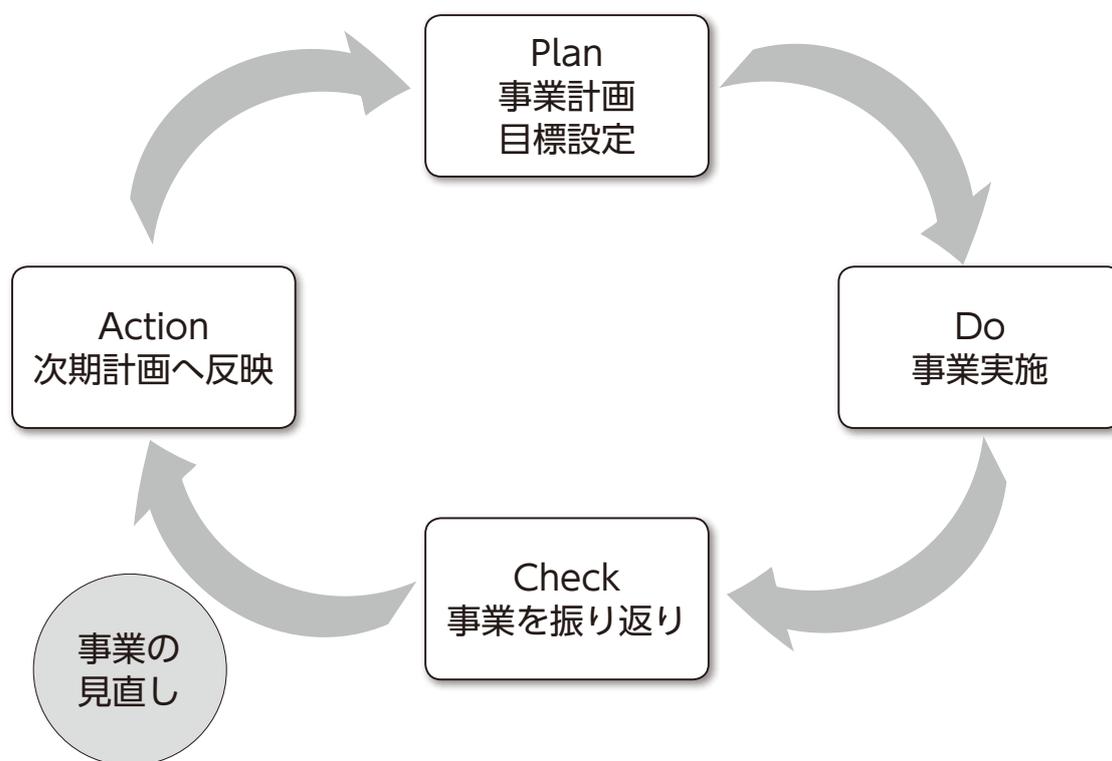
- 国・県との連携した取り組みの推進
- 千葉県男女共同参画地域推進員制度(⇒用語集P34)の活用
- 県内市町村との情報交換



3 点検・評価

本計画は、PDCAサイクルに基づき進行管理を行うこととし、個別事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から毎年度点検・評価を行います。計画全体の成果については、設定した指標(計画終了時点での目標値)の達成状況等を基準に評価を行います。

また、点検・評価の結果や有識者組織の意見や国・県の計画及び法令改正等の動向を踏まえて随時事業や指標の見直しを行い、次期計画の内容へ反映させます。



資料編

1 男女共同参画 用語集

■育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法)【P19】

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に男女ともに離職することなく働き続けることができるよう就業環境を整備するための法律で妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由として、労働者が就業環境を害されないよう雇用管理上の措置を講ずることを事業主に義務づけています。平成28年3月に改正が行われ、一部を除き、平成29年1月1日から施行されました。この改正では、育児休業・介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件が緩和されるなど法律で定める制度は、さらに充実したものとなりました。

■LGBT【P15】

性的少数者の総称です。女性を好きになる女性のレズビアン(L)、男性を好きになる男性のゲイ(G)、両性愛のバイセクシュアル(B)、心と体の性が一致しないなどのトランスジェンダー(T)の頭文字をとっています。

■家族経営協定【P20】

家族農業経営にたずさわる各世帯員が意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境(報酬・休日・労働時間など)について、家族間の十分な話し合いに基づき文書によって協定を取り決めるものです。

■固定的な性別役割分担意識【P2】

男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家事・育児」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等は、固定的な考え方により男性と女性の役割を決めている例です。

■ジェンダー【P15】

「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)といい、その言葉自体に良い悪いの価値を含むものではありません。

■女子差別撤廃条約

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差

別を撤廃することを基本理念とする条約です。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。日本は1985年に締結しました。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)【P2】

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して制定された法律です。女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられました。

■セクシュアルハラスメント(セクハラ)【P2】

様々な生活の場で起こり得る、相手の意思に反して行われる性的な嫌がらせのことです。男性から女性に対するものだけでなく、女性から男性に対しても、また同姓であってもセクハラは起こり得ます。

■男女共同参画社会基本法【P2】

平成11年6月23日に公布、施行された法律で、男女共同参画社会の基本理念を定めています。国や地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

■男女共同参画週間

男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的として毎年6月23日から6月29日までの1週間を男女共同参画週間として設けています。この週間において、地方公共団体、女性団体その他の関係団体が協力し、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施しています。

■男女雇用機会均等法【P19】

募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等を定めた法律で、平成28年3月に改正が行われ、平成29年1月1日から施行されました。職場におけるセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント(妊娠・出産等に関する言動により就業環境を害する行為)防止のため、事業主に対し、防止対策の措置義務が示されています。

■千葉県男女共同参画地域推進員制度【P29】

千葉県における男女共同参画社会の形成に向けて、地域特性を踏まえた取組を継続していくために千葉県が平成18年度から開始した制度です。県内を6つの地域に分け、知事から委嘱された地域推進員が各地域において県や市町村とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしています。

■デートDV【P15】

交際中の若いカップルなど婚姻関係にない恋人同士の間で起こる暴力のことで、殴る・蹴るなどの身体的な暴力のほかに、暴言・束縛などによる精神的な暴力、お金を借りて返さないなどの経済的な暴力、キスやセックスの強要などの性的な暴力などがあります。

■DV(ドメスティック・バイオレンス)【P2】

DVとは、配偶者やパートナー、内縁関係の間で起こる暴力のことです。「暴力」の形はさまざまで、身体的、精神的、経済的、性的など多面的な要素を含んでいます。被害者の多くは女性ですが、男性が被害者になることもあり、DVは人権を著しく侵害する犯罪行為であるといえます。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)【P2】

配偶者やパートナーからの暴力の防止、及び被害者の保護・支援を目的として作られた法律で、平成13年4月13日公布、平成13年10月13日施行されました。この法律は、配偶者等からの暴力を「犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」だと規定し、暴力や人権侵害の根絶を図るために保護命令制度の規定、婦人相談所(千葉県では女性サポートセンター)の位置付け、関係機関相互の連携協力など被害者支援のための仕組みを規定しています。

■(職場における)パワーハラスメント(パワハラ)【P20】

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為のことをいいます。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。パワハラが原因でうつ病や自殺につながる場合もあり、どのような理由でも物理的・精神的な暴力手段や非合理的手段は許されません。

■ポジティブ・アクション(積極的改善措置)【P3】

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供

するものです。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定されるだけでなく、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。

■マタニティハラスメント(マタハラ)【P3】

職場等で女性が妊娠・出産・育児をきっかけに精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けたりすることをいいます。

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康・権利)

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖の健康)とは人間の生殖のシステム・機能・活動過程すべての側面において、単に疾病、障害がないということだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す用語です。また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖の権利)とは、「性と生殖の健康を得る権利」とされています。

■ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)【P3】

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できることが、ワーク・ライフ・バランスの実現した社会といえます。平成19年に政府、地方公共団体、経済界、労働界の合意により「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」が策定され、様々な取り組みが進められています。

●用語集は下記ホームページで公表されている資料等を参考に作成しました。

厚生労働省ホームページ：

<http://www.mhlw.go.jp/>

農林水産省ホームページ「家族経営協定」：

http://www.maff.go.jp/j/keiei/kourei/danzyo/d_kazoku/

内閣府男女共同参画局ホームページ「用語集」：

http://www.gender.go.jp/about_danjo/glossary/glossary.html

内閣府「女性活躍推進法見える化サイト」：

http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/

内閣府ホームページ「仕事と生活の調和の実現に向けて」：

<http://www.wa.cao.go.jp/wlb/towa/definition.html>

外務省ホームページ「女子差別撤廃条約」：

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/>

厚生労働省「男女雇用機会均等法のあらまし」：

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000141966.pdf>

厚生労働省ホームページ「職場のパワーハラスメントについて」：

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000126546.html>

千葉県ホームページ：

<https://www.pref.chiba.lg.jp/dankyou/dv/boushihou/>

千葉県男女共同参画センターホームページ：

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyousei/contents/suishinin/>

※平成29年3月時点

2 多古町男女共同参画推進プラン策定経過

日 程		内 容
平成27年度	6月	町民まちづくりアンケートの実施(男女共同参画に関する設問を設定) 対象：16歳以上の男女2,000人、回収率：38.7%
	9月	地域における男女共同参画推進事業の実施(町民向け講演会) 講師：女性講師 宝井 琴桜 氏
	3月	多古町男女共同参画推進プラン草案の作成
平成28年度	7月	職員向け男女共同参画講演会の実施
	8月	多古町男女共同参画推進会議の設置
		多古町男女共同参画推進プラン策定委員会の設置
		第1回多古町男女共同参画推進プラン策定委員会の開催
	9月	第1回多古町男女共同参画推進プラン策定部会の開催
	10月	第2回多古町男女共同参画推進プラン策定部会の開催
	11月	第2回多古町男女共同参画推進プラン策定委員会の開催
		第1回多古町男女共同参画推進会議の開催
	12月	第2回多古町男女共同参画推進会議の開催
		議会報告
	1月	第3回多古町男女共同参画推進会議の開催
		第3回多古町男女共同参画推進プラン策定部会の開催
		第3回多古町男女共同参画推進プラン策定委員会の開催
2月	パブリックコメントの実施	
3月	策定	

3 多古町男女共同参画推進会議委員名簿

敬称略・平成29年3月現在

選出区分	氏名	備考
議会議長	菅澤 昌則	会長
男女共同参画地域推進員	橋本 啓子	副会長
人権擁護委員	宇井 葉子	
農業委員会会長	大木 茂秀	
商工会女性部長	太田 まさ子	
社会教育委員議長	小川 清治	
PTA連絡協議会会長・消防団長	熊澤 信宏	
男女共同参画推進市民団体	平山 さち子	
商工会会長	山崎 和敏	
男女共同参画地域推進員	山中 美智子	

アドバイザー

NPO法人パートナーシップながれやま 代表	山口 文代
-----------------------	-------

4 関係法令

男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男

女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影

響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月28日法律第78号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(1) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成11年12月22日法律第160号)抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(以下略)

5 多古町男女共同参画推進会議設置要綱

○多古町男女共同参画推進会議設置要綱

(平成28年8月5日告示第78号)

(設置)

第1条 町は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により策定する多古町男女共同参画計画及び計画の推進等に関して、広く各界関係者から意見を聴取するため、多古町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 多古町男女共同参画計画の策定、推進及び検証に関すること。
- (2) その他特に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係各界の代表者
- (3) 住民の代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認める者

(委員)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画空港政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

6 多古町男女共同参画推進プラン策定委員会設置要綱

○多古町男女共同参画推進プラン策定委員会設置要綱

(平成28年8月5日告示第79号)

(設置)

第1条 町は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により策定する多古町男女共同参画計画に関して重要事項を審議するため、多古町男女共同参画推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は副町長及び教育長並びに課長、所長、事務局長、園長、事務長、室長、主幹及び副園長の職にある者をもって構成する。

2 委員会に委員長を置き、副町長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員会の補助組織として、多古町男女共同参画推進プラン策定部会(以下「部会」という。)を設置する。

5 部会の構成は、委員会において定める。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 多古町男女共同参画計画の企画、立案及び見直しに関すること。

(2) その他特に必要と認められる事項に関すること。

2 部会は次に掲げる事務を行い、その結果を委員会に提出する。

(1) 多古町男女共同参画計画に係る事業の調査並びに資料の収集及び作成に関すること。

(2) 多古町男女共同参画計画に係る施策の研究、事業の企画及び実施事務に関すること。

(3) その他特に必要と認められる事項に関すること。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、企画空港政策課長がその職務を代理する。

3 委員会は、必要に応じ関係職員及び学識経験者等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第5条 委員会及び部会の庶務は、企画空港政策課が行う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

多古町男女共同参画推進プラン指標一覧

基本目標	指標名	現状値	目標値	担当課
1 男女共同参画の 視点に立った 意識改革と 慣行の見直し	「社会全体として」男女の 平等性が「平等になって いる」と思う人の割合	21.5% (H27)	25%以上	企画空港政策課
	職場や学校での男女に関 するイメージ(「職場・学 校の管理職や団体の長は 男性が向いている」等)に ついて、「そう思わない」 人の割合	23.5%~82.3% (H27)	各増加	企画空港政策課
	男女共同参画に関する言 葉について「よく知って いる」「多少は知っている」 人の割合	24.1%~87.4% (H27)	各5%以上増加	企画空港政策課
	町民を対象とした男女共 同参画に関する講演会等 の実施	年1回未満(H28)	年1回以上	企画空港政策課
	町民アンケート(意識調 査)の実施	年1回未満(H28)	計画策定時に実施	企画空港政策課
	男女共同参画に関する情 報を広報たこに掲載	年2回(H28)	年2回以上	企画空港政策課
	多古町ホームページに男 女共同参画に関する情報 ページの作成	未作成(H28)	作成	企画空港政策課
	図書館における関連書籍 の紹介・周知	未実施(H28)	年1回以上	生涯学習課
2 男女共同参画の 視点に立った教育 の充実	家庭教育学級における男 女共同参画に関する講座 等の開催	未実施(H28)	年1回以上	生涯学習課
	児童生徒の発達段階を踏 まえた計画的な職場訪 問、職場体験学習の実施	年1回(H28)	年1回以上	学校教育課
	教職員研修の実施	未実施(H28)	年1回以上	学校教育課
3 あらゆる暴力や 差別の根絶に 向けた環境づくり	児童福祉司等の専門職を 配置	未配置(H28)	配置	保健福祉課 子育て支援課
	住民相談の開催周知回数	毎回周知(H28)	毎回周知を維持	住民課
	弁護士による無料相談の 開催回数	年2回(H28)	年2回以上	住民課
4 男女のワーク・ ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の支援	「ワーク・ライフ・バラ ンス」について「知って いる」「多少は知っている」 人の割合	—	30%以上	企画空港政策課
	「男は仕事、女は家庭」と いう考え方について「反 対」「どちらかと言えば反 対」の人の割合	50.6% (H27)	55%以上	企画空港政策課
	各種休業制度に関する広 報啓発機会の提供	年1回未満(H28)	年1回以上	企画空港政策課
	子育て世代包括支援セン ターの設置	未設置(H28)	設置	子育て支援課 こども園 保健福祉課

基本目標	指標名	現状値	目標値	担当課
4 男女のワーク・ ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の支援	待機児童数	0人 (H27)	0人を維持	こども園
	各小学校区に学童保育所 を設置	3か所 (H28)	4か所	子育て支援課
	家族経営協定の締結数	34戸 (H28.10末)	5戸増加	産業経済課
	関係法令に関する広報啓 発機会の提供	年1回未満(H28)	年1回以上	総務課 保健福祉課 企画空港政策課
5 あらゆる人が 地域で自立して 生活するための 環境整備	介護予防教室参加者数	7,192人 (H27)	13,000人以上	保健福祉課
	要介護認定率	14.1% (H27)	17.5%以下	保健福祉課
	コミュニティプラザ年間 利用人数	46,821人 (H27)	48,000人	生涯学習課
6 政策・方針 決定の場への 女性の参画促進	各種会議・委員会等にお ける女性委員の割合	16.6% (H28)	20%以上	各委員組織担当課
7 生涯を通じた 男女の健康づくり の推進	子育てサポートファイル の導入	未導入 (H28)	導入	子育て支援課 保健福祉課
	各学校において思春期講 演会の開催	年1回実施 (H28)	年1回以上	学校教育課
	乳がん、子宮がんの検診 率	乳がん40.3% 子宮がん25.4% (H27)	増加	保健福祉課
8 男女共同参画の 視点に立った 安心・安全の 環境づくり	防災会議委員の女性委員 数(委員定数25人)	1人 (H27)	5人以上	総務課
	女性消防組織隊員数(定 員10名)	9人 (H27)	定員を満たす	総務課
	女性や子育て世代に配慮 した防災備蓄品目	2品目 (H27)	充実増加	総務課
	チャイルドシート補助件 数	年32件 (H27)	年40件以上	総務課
	LED防犯灯設置数	576基 (H27)	1,200基	総務課
	民間事業者との見守り協 定締結数	6件 (H27)	10件	総務課 学校教育課 保健福祉課
(参考) 多古町役場内 における取組 ※「多古町における女性 職員の活躍の推進に 関する特定事業主行 動計画」より	職員の年次有給休暇の取 得日数の割合 ※病院職員を除く	36.6% (H27)	50%以上	総務課
	一般行政職における係長 職以上の職員に占める女 性の割合	19.2% (H28)	20%以上	総務課

この指標一覧は、毎年度の点検・評価を行う際の基準となり、有識者組織の意見や国・県の計画、法令改正等の動向をふまえ随時見直しを行います。

多古町男女共同参画推進プラン

■発行日 平成29年3月

■発行 多古町 企画空港政策課
〒289-2292
千葉県香取郡多古町多古584
電話 0479-76-5409

多古町 男女共同参画 推進プラン

—男女が互いを尊重し、ともに輝く多古町—

